

綾川町斎苑条例 別表（令和8年10月1日利用分から）

利用区分	町民	町民以外の者
火葬場施設使用料	無料	80,000 円
火葬場施設及び祭壇使用料	無料	—
祭壇のみの使用料	無料	—
幕の使用料	無料	—
胎盤焼却料	無料	4,000 円
未熟児及び死産使用料	無料	20,000 円
手及び足の焼却使用料	無料	4,000 円
遺骨の焼却使用料	—	20,000 円
備考 この表において「町民」とは死亡者又は死産児等を分娩し、若しくは手術等により身体の一部を切断された者が町内に住所を有するものをいう。ただし、社会福祉施設等へ入所するために、町内に住所を有しなくなった者については町民として扱う。		

綾川斎苑条例改正内容（一部抜粋）

現行	改正後
(利用範囲)	(利用範囲)
第3条 綾川斎苑（以下「斎苑」という。）を利用できる者は、次のとおりとする。	第3条 綾川斎苑（以下「斎苑」という。）を利用できる者は、次のとおりとする。
(1) 死亡者又は斎苑を利用しようとする者のいずれかが、綾川町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によって記録されている者	(1) 死亡者又は斎苑を利用しようとする者のいずれかが、綾川町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によって記録されている者
(2) 死亡者又は斎場を利用しようとする者のいずれかが、綾川町に本籍を有する者	(2) （削除）
(3) その他町長が必要と認めた者	(2) その他町長が必要と認めた者